# 令和4年12月第4回八街市議会定例会会議録(第6号)

.....

- 1. 開議 令和4年12月27日 午前10時00分
- 1. 出席議員は次のとおり
  - 1番 木 村 由希子
  - 2番 小 山 昌 広
  - 3番 栗 林 澄 惠
  - 4番 木 内 文 雄
  - 5番 新 見 準
  - 6番 小川喜敬
  - 7番 山 田 雅 士
  - 8番 小 澤 孝 延
  - 9番角麻子
  - 10番 小 菅 耕 二
  - 11番 木 村 利 晴
  - 12番 石 井 孝 昭
  - 13番 林 修 三
  - 14番 山 口 孝 弘
  - 15番 小 高 良 則
  - 16番 加 藤 弘
  - 17番 京 増 藤 江
  - 18番 丸 山 わき子
  - 19番 林 政 男
  - 20番 鈴 木 広 美

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

- 1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり ○市長部局
- 議案説明者

市 長 北 村 新 司 市 長 副 大木俊行 片岡和久 総 務 部 長 市 民 長 中込正美 部 福 祉 長 吉田正明

健康子ども部長 井口安弘 経済環境部長 相川幸法 建 設 部 長 市川明男 会 計 管 理 者 渡邉洋一 財 政 課 長 和田暢祥 水 道 課 長 古西弘一 • 連 絡 員 秘書広報課長 田中和彦 務 課 長 湯 浅 孝 史 総 飯田英二 企 画 政 策 課 長 市民 課 中澤 ゆかり 長 小山田 俊 之 健 康 増 進 課 長 ..... ○教育委員会 • 議案説明者 教 育 長 加曽利 佳 信 教 育 部 長 土屋武志 ○農業委員会 • 議案説明者 農業委員会事務局長 小川正一 ..... ○監査委員 • 議案説明者 監查委員事務局長 柿 沼 典 夫 ..... 1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり 事 務局 長 梅澤孝行 主 佐藤竜一 副 幹

1. 会議事件は次のとおり

主

主

○議事日程(第6号)

令和4年12月27日(火)午前10時開議

日程第1 議案の上程

査

査

嘉瀨順子

安見里香

議案第15号

日程第2 議案第1号から議案第14号 委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議案第15号 委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第4 議員派遣の件

## 〇議長(鈴木広美君)

ただいまの出席議員は20名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、公明党、角麻子議員の文書による代表質問への回答書を配付しておきました。

次に、12月21日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から11月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第15号の提案理由の説明を求めます。

### 〇市長(北村新司君)

本日、追加提案いたしました案件は、令和4年度八街市一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

それでは、提案いたしました議案について、ご説明いたします。

本議会におきまして、令和4年度八街市一般会計補正予算(第8号)を提案させていただいたところでございますが、今回追加提案いたしました補正予算は、国等によるマイナンバーカードのさらなる利便性向上・申請促進に向けた取組等により申請件数が急増していることから、マイナポイントの申請期限である令和5年2月末にかけて、交付体制の強化を図り、申請者へのサービスを拡充させるほか、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を国が創設したことを受け、当該交付金を活用し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるようにするため、必要な予算の補正を行うものでございます。

それでは、ご説明いたします。

この補正予算は、八街市一般会計補正予算(第8号)の議決後の見込額に4千506万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を266億6千574万2千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金が3千528万円の増、県支出金が489万円の増、繰入 金が489万3千円の増でございます。

歳出につきましては、総務費が1千397万円の増、衛生費が3千109万3千円の増でございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げま

す。

### 〇議長(鈴木広美君)

ただいま上程されました議案第15号に対する質疑、討論、採決は、本日の日程第3で行います。

日程第2、議案第1号から議案第14号を一括議題といたします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行いますが、質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

それでは、常任委員長の報告を求めます。

最初に、石井孝昭総務常任委員長。

# 〇石井孝昭君

総務常任委員会に付託されました案件10件につきまして、去る12月20日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりでありますが、審査内容につきましては要約し、ご報告を申し上げます。

議案第1号は、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてです。

これは、個人情報保護制度、公文書公開制度及び行政不服審査制度において、それぞれ審査会を置き、審査請求の事案を審査してきたところですが、非開示の個人情報と非公開の公文書との考え方に共通性がある上、いずれの審査請求も行政不服審査法に基づく審査請求であることから、これらの審査会を統合することにより、より整合性の取れた判断ができるようにするため制定するものです。

審査の過程において委員から、「行政不服審査会の委員に選任される5人の専門家とは」という質疑に対して、「委員について、教育関係者に元教員から3名、福祉関係者に社会福祉協議会の会長1名、弁護士1名の5名です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第2号は、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、公文書の公開を請求できる者の範囲を拡大し、誰でも公文書の公開を請求できるようにすることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「手数料について、公文書の写しの交付に係る費用など、実 費徴収に係る部分を条例ではなく規則にする理由は。また、その手数料は幾らか」という質 疑に対して、「規則で定める理由として、手数料ではなく、交付に係る実費弁償を徴収する ということで、規則で制定します。また、公開請求に係る手数料については1件200円で す」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市個人情報保護法施行条例の制定についてです。

これは、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが定められたことにより、本条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「市の現条例第7条で本人の人種、思想信条、社会的身分、病歴、犯罪により被害をこうむった事実などの要配慮個人情報の収集をしてはならないとなっている。今回の改正では、こういった本人に重大な不利益を及ぼすであろう情報の取扱いはどのようにするのか」という質疑に対して、「法律において、要配慮個人情報について規定していますので、従前のとおり、個人情報には配慮していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「目的外利用、外部提供の禁止は、市の現行の条例に引き続き守られるのか」という質疑に対して、「市の現行条例では、個人情報を外部に提供する場合や、外部の電子計算機とオンラインで結合し個人情報のやり取りをする場合は、市の個人情報保護審査会に事前に意見を聴取することが義務づけられています。しかし、改正後はこれらについて制限する規定がなくなりますが、こちらについては審査会と十分に協議をし、慎重に取り扱っていきます」という答弁がありました。

次に、「情報漏えい防止対策については、どのように検討されているのか」という質疑に対して、「本市で保有している個人情報の取扱いに関する安全管理の措置と個人情報の取扱いに係る細目は規則等に定め、個人情報の保護及び活用は適正に行っていきます。また、個人情報保護法の改正や社会情勢、技術革新等を十分に注視し、必要に応じて、条例をはじめとする各種規範を改正するなどの措置を講じて個人情報を適切に取扱い、事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利・利益を保護します」という答弁がありました。

次に、「どのような情報が市に個人情報として保存されるのか」という質疑に対して、「令和5年4月1日から個人情報ファイル簿の作成・公表が義務づけられます。個人情報が1千件以上のものに限って作ることになっていますが、作成業務対象外とされる保有個人情報も一定数あります。本市において、個人情報ファイル簿の作成の対象となる業務は、市・県民税の賦課、軽自動車税の賦課、土地評価、家屋評価、市税収納、住民基本台帳整備、印鑑登録、国民健康保険資格取得・喪失、国民年金後期高齢者医療・介護保険料賦課、児童扶養手当支給となっています。本市では、個人情報ファイル簿とは別に、取り扱う個人情報の多い、少ないにかかわらず、登録簿を備えて、本市の個人情報取扱事務を明確にするとともに、適正な管理に努めます」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「この条例の改定の趣旨は、2021年5月に成立したデジタル関連法の一環である個人情報の保護に関する法律が改定され、全国共通のルールで一本化されたことを受け、同法の施行に必要となる事項について定めるとともに、従来の八街市個人情報保護条例を廃止するというものです。この改正個人情報保護法は、各自治体独自の個人情報保護に縛りをかけ、保護基準を緩和した国の共通ルールを設定するものです。

現市条例では、個人情報の収集が定められており、本人から収集しなければならないとされています。条例では同時に、本人から直接収集しなくてもよい例外が定められ、法令に定めがあるときや緊急時、個人情報保護審議会の意見を聞いて公益上必要と市長が認めたときな

ど、極めて限定的です。収集の限定的な制限がありますが、改正法による共通ルール化では、なくなります。また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害者かなどの、いわゆる要配慮個人情報の保管を原則禁止しています。しかし、改正法では個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとして、普通の個人情報と同様の取扱いとなっています。個人情報に配慮した規制を条例化することを認めないことに加え、これまで本市の個人情報保護審議会が判断してきた個人情報の目的外使用や外部提供の可否についても国が共通ルール化し、審議会での議論を通す必要がなくなりました。

個人情報保護の共通ルール化による規制緩和は、自治体等の持つ膨大な個人情報をオープンデータ化やオンラインで結合することで、企業がビッグデータとして活用、提案することを目的としています。本人の同意を得ずにデータを外部提供できる非識別加工情報の提供について、八街市は、情報加工方法や体制等の検討を重ねる必要があるため今回は改正しないとしていますが、今後は改正するとしています。

匿名化が義務づけられているとはいえ、様々な個人情報の収集と合わせれば、匿名情報から個人を選定するプロファイリングは規制されません。デジタル関連法の中心部分は、国や地方自治体が持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAIで分析させ、もうけのネタにさせることをデジタル改革の名で進めようとするものです。

しかし、個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導・官民 癒着の拡大といった、多くの問題があります。こうした問題だらけのデジタル改革関連法の 具体化となることから、この条例案に反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。 これは、地方公務員法の改正を踏まえ、職員の定年を65歳に引き上げるとともに、管理監 督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員制を導入するほか、60歳以降の職員 に適用される任用及び給与等の必要な情報の提供や意思確認をすることに伴い、所要の改正 をするものです。

審査の過程において委員から、「定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間あるいは休暇等の 取扱いは」という質疑に対して、「定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間については、現 行の再任用短時間勤務職員と同様に週15時間30分から週31時間までの範囲内で定めら れた時間となります。休暇については、年次有給休暇は勤務時間も考慮して20日を超えな い範囲内で、その職員の勤務形態に応じた日数とします」という答弁がありました。

次に、「制度の移行期間は10年ある。この間の定年延長に伴い、新規採用職員の採用に影響があると思われるが、今後10年間の新規採用はどのように検討しているのか」という質疑に対して、「職員の新規採用については、現在、退職者の補充を前提に行うことで全体の職員数を維持しています。定年引上期間中は定年退職者が2年に1度しか生じないことから、2年間で必要となる新規採用者数を平準化し、毎年の新規採用を継続します。この場合、令和6年度、8年度といった偶数年度には一時的に職員数が増員となりますが、奇数年度及び

定年引上期間終了時には元の水準に戻ると想定しています」という答弁がありました。 採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

これは、改正地方公務員法の条ずれへの対応や、60歳以降の給料の額を60歳到達日に受けていた給料の7割に設定することなどにより、条例の制定を行うものです。

審査の過程において委員から、「職員が60歳を超えて勤務し続ける場合の給与は、60歳時の7割に減額するとのことだが、本市の職員の60歳時の給与の年額はどのぐらいになるのか。また、7割に下がるとどのぐらいになるのか」という質疑に対して、「3級から8級の職員の60歳時の給与額は平均で約720万円、その7割になるので平均で約500万円程度になります」という答弁がありました。

次に、「2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げていくことにより、職員の人件費が市の財政に与える影響は」という質疑に対して、「定年延長による財政的な影響は、現行の再任用職員と比較すると勤務時間や期末勤勉手当の支給率が増加することから職員1人あたり約280万円の支給増加が見込まれており、制度完成時の人件費は増加するものと考えています。詳細については、職員の希望する働き方により大きく左右されるため算出が困難ですが、引き続き行政需要や業務量に応じた人員配置や、職員採用を通じて、適正な人事行政に努めます」という答弁がありました。

次に、「給与が7割に減らされる職員の勤務時間や、勤務日数や時間などの労働条件は変わるのか」という質疑に対して、「退職せず継続して常勤で残るという職員なので、勤務体系は変わりません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてです。

これは、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げることで、加齢による肉体的・精神的な面を 考慮するほか、家庭の事情や地域活動への従事に対応できるようにするため、55歳以上の 職員を対象に、部分休業の取得制度を導入するにあたり、条例を制定するものです。

審査の過程において委員から、「責任ある管理職も対象に含まれると思うが、この休業を取得することができるのか」という質疑に対して、「当然、対象となります。この休業を取得する際は公務に支障のない場合に限るということになっており、管理職では難しいと考えています」という答弁がありました。

次に、「高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間あたり通常勤務時間の2分の1を超えない範囲とされている。2分の1を超えない範囲の給与の保障は最低限どのぐらいに保障されるのか」という質疑に対して、「通常の勤務時間の2分の1であれば、給与も2分の1になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第7号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の

採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、本年の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、公民較差を縮め、本市職員の 給与を適正基準に保つため、今年度の給与水準を4月に遡って改定し、勤勉手当の支給割合 を引き上げることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「会計年度任用職員は対象になるのか」という質疑に対して、「今年度の人事院勧告では勤勉手当については 0.1 か月の引上げになっていますが、会計年度任用職員については期末手当のみ支給のため、今回の給与改定で特別給の引上げはありません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてです。

これは、本市において市民サービス向上のため、各種手続の電子化を進めるにあたり、条例 を制定するものです。

審査の過程において委員から、「本条例の第9条に規定されているインターネットその他の 方法による市長の公表の方法は」という質疑に対して、「第9条については、手続のオンラ イン化を行ったものについて、ホームページ上でどういった手続がオンライン化されていて、 何件申請があったかということを、年1回以上、公表する予定です」という答弁がありまし た。

次に、「紙による申請はこれまでと変わらないと説明があったが、申請のデジタル化による 取り残しのない手続への対応はどのように検討しているのか」という質疑に対して、「デジ タル化は市民生活の質の向上、地域課題解決の手段であり、デジタル機器を苦手とする方や デジタル機器を全く使わない方がいることは理解しています。そういった方にデジタルを強 いることなく、必要に応じて、これまでの紙媒体での手続は重要な手段と考えています。ま た一方で、機会があればインターネット等での手続を行いたいという方もいるので、今年度 からスマホ教室を開催し、デジタル機器を使わない方への支援を今後も引き続き行っていき ます」という答弁がありました。

次に、「これからスポーツプラザの体育館やテニスコートの予約申請においても活用できるのか」という質疑に対して、「来年4月を目標に、スポーツプラザ、中央公民館施設予約のオンライン化の準備を行っているところです」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「本条例の制定は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づき、書面 等により行うことなどが条例等で規定されている申請等について、オンライン等でできるよ うにするものです。

これは、個々の法で機械的に規定しなくても省令で手続等の電子化ができてしまう国の仕組みをそのまま八街市に持ち込むもので、規則を条例の上に据えるものであり、地方議会の持つ条例制定権をないがしろにするもので、大問題だと言わざるを得ません。情報システムの

標準化・共通化が推し進められ、地方自治が脅かされようとしていますが、今回の申請等の オンライン化についても、記載項目の見直しや添付書類の省略等が迫られ、市独自サービス が困難となります。一部の利便性向上の一方で、市民サービスが遠のく本条例制定について は認められません。

以上の立場から反対するものです。」

賛成討論が次のようにありました。

「この条例については、目的の第1条にあるとおり、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とすることとなってます。

この条例は、まさにこの目的に合致しているので賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは 第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、2款総務費、3款民生費の内1項 8目及び9目、4款衛生費の内1項7目8款消防費、11款公債費、第3表債務負担行為補 正1追加の内(17)から(35)及び(70)から(71)、第4表地方債補正1変更に ついてです。

審査の過程において委員から、「歳入では国庫支出金の総務費委託金について、個人番号カード交付事業費補助金の内容は」という質疑に対して、「マイナポイント第2弾の実施や、紙の健康保険証を廃止しマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとの方針が発表されたことの影響から、カード申請者が増加し、カードの交付事務の増加による職員の時間外勤務手当の増額及び会計年度任用職員を増員するための人件費の増額に対するものです」という答弁がありました。

次に、「現在のマイナンバーカードの発行状況は」という質疑に対して、「11月末でのマイナンバーカードの交付枚数は3万4千23枚、交付率は50.2パーセントです」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費では、「2項6目財産管理費の光熱費の増額について、今までと比較してどのぐらい増えているのか」という質疑に対して、「本市は平成27年12月から一般競争入札により新電力の事業者を決定し、前年度の契約は基本料金が1キロワットあたり940.5円でした。今回の全国的な電気需要の逼迫の中、今年度の入札において、新電力会社に入札に入っていただけない状況にあり、新電力等の安価な事業者参入が見込めない中、最終保障供給契約となっている東京電力パワーグリッドは、基本料金が1キロワットあたり2千57円に設定されています。なお、1月からは東京電力エナジーパートナーと協議して、市場価格と連動した料金で契約予定です。また、庁舎管理費の燃料費の中では979万6千円の増額となっていますが、この12月補正の中では全体の電気料金の総額として1億3千万円の増額という状況になっています」という答弁がありました。

次に、「戸籍住民基本台帳費の補正額791万8千円のうち160万8千円は一般財源から 出す計画になっている。これは後で国から手当されるのか」という質疑に対して、「職員の 時間外勤務手当と会計年度任用職員の人件費分については、マイナンバーカードの交付事務 費補助金の対象です。それ以外は、通常の職員の給与改定に伴う増額と、コンビニ交付手数 料です」という答弁がありました。

次に、「ふるさと納税支援業務の委託料について、委託先の選出基準などは」という質疑に対して、「現在、ふるさと納税の委託については2社と随意契約を行っています。ほかにも同様の業務を行っている事業者はありますが、市が業務委託契約をすることが可能か、整理した上で、委託先を決定しています」という答弁がありました。

次に、歳出8款消防費では、「消防団員の運営費の報酬の部分について、出動実績の増により補正が必要と説明があったが、例年より出動回数が多かったということか」という質疑に対して、「出動回数が例年より多いということはありませんが、3件、廃材の火災や消火しづらい倉庫火災など、消火に時間がかかった現場があったこと、また今年度から報酬の見直しを行ったことにより金額がはっきりと分かっていなかったことがあり、不足が生じたものです」という答弁がありました。

次に、債務負担行為補正について、「まちづくりコーディネーター支援事業について、まちづくりコーディネーターとはどのような方がコーディネーターになるのか、また支援業務を受ける事業者はどのような事業者か」という質疑に対して、「まちづくりコーディネーターには特に資格要件等はありません。まちづくりに情熱のある方を採用したいと考えています。支援業務については、他の自治体において同様の実績を有するNPO法人を考えています」という答弁がありました。

次に、「デマンド型乗合タクシー運行業務、デマンド型乗合タクシー配車システム等運営業務について、具体的に、その内容は」という質疑に対して、「デマンド型乗合タクシー運行業務については、実証運行にあたり実際に運行するタクシー会社の選定、デマンド型乗合タクシー配車システム等運営業務については、運行するにあたり予約やシステムを活用することを考えているので、業務を分けて進めていくように考えています」という答弁がありました。

次に、地方債補正について、「図書館施設整備事業について、限度額を引き上げているが、 その理由は」という質疑に対して、「今年の消防設備の点検において、図書館の閉架書庫の ハロンガス消火設備がガスを出せない状況になっていることが判明したため、早急に更新す る必要が生じたことによります」という答弁がありました。

次に、「学校給食センターの限度額の増の理由は」という質疑に対して、「学校給食センター第2調理場の熱風消毒保管室に設置されている熱風送風機の故障が発生しました。これは調理機器を乾燥・消毒するための機器であり、衛生管理上、重要な調理器具等の乾燥・消毒に支障を来すおそれがあるため、早急な改修工事のため実施することとしました」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「補正予算のうち、総務常任委員会に付託された戸籍住民基本台帳費について、反対します。 国からは戸籍住民基本台帳費委託金として631万円、一般財源から160万8千円が計上 されています。国は、現行の健康保険証を2024年の秋に廃止し、マイナンバーカードに 一体化するとしています。市民は保険証の代わりにと、カードの取得を急いでいます。しか し、このやり方は実質的に強制する、極めて強権的な方針であり、任意取得の原則を定める マイナンバー法に違反し、憲法が保障する自己決定権にも反しています。

医療機関等に対しては、来年4月からのオンライン資格確認を原則義務化しました。全国保険医団体連合会が10月、11月に実施した調査により、医療機関8千681件のうち、システム運用開始済は24パーセント、準備中は55パーセント、導入しない・できないは15パーセントです。導入コストが補助金額を上回ったのが5.4パーセント、運用開始後のトラブル発生が41.5パーセントと、負担が重い一方、導入準備の理由の9割は、必要ないが義務化されたからが実態です。導入しない理由は、費用面や情報漏えい、セキュリティー対策が不安、対応できるスタッフがいないが半数以上で、愛知県保険医協会の調査では、義務化されると廃業せざるを得ないが12.4パーセントとなっています。地域医療に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、医療機関の受付で顔認証システムを利用するため、全国民の顔画像が収集されることになります。日本弁護士連合会は、プライバシー権の侵害や国家による市民の監視に使われる危険を指摘しています。

また、政府が運営するオンラインサービスのマイナポータルに登録が必要ですが、マイナポータルにアクセスすれば個人情報の閲覧が可能となり、DVや虐待の被害者は非開示措置の届出を行わなければ加害者に自身の情報を閲覧される可能性があるなど、生命に関わる情報漏えいの可能性も指摘されています。

利益誘導による普及策は任意取得の原則に反するものです。情報漏えいの危険性を市民にき ちんと周知することが必要です。義務化の撤回、少なくとも実施時期の延長や義務化の免除 対象の拡大など、抜本的な見直しを政府に求めることを要望し、反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「保健事業費について、人間ドックの助成金50人分の追加との説明があった。令和4年度の人間ドックの活用状況は」という質疑に対して、「11月24日現在で人間ドックの申請者数が405件、昨年度の実施件数が391件で、既に昨年度を上回っており、現在も月50件程度の申請があります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査について、ご報告を申し上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げて、私よりの委員長報告に代えさせていただきます。

### 〇議長(鈴木広美君)

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

### 〇議長(鈴木広美君)

質疑なしと認めます。

次に、小澤孝延文教福祉常任委員長。

# 〇小澤孝延君

文教福祉常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る12月21日に委員会を 開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであり ますが、審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第9号は、八街市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、三区北中道子どもの遊び場に設置していた八街児童クラブの移転により、同遊び場を利用する児童がいない上、利用にあたり安全を確保できる環境にないことから、同遊び場を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「跡地利用について、建物は農政課が産業まつりの備品の倉庫として利用するという説明だが、広場の部分だけは開放して利用する考えはなかったのか」という質疑に対して、「児童クラブと子どもの遊び場は同じ敷地内にあり、どこからどこまでといった線引きがありません。土地、建物の形状からも、一体で利用するのが最もよいという見解でした」という答弁がありました。

次に、「児童クラブとして使われていた場所なので、子どもの居場所として残すような方向で検討はできなかったのか」という質疑に対して、「子どもの居場所づくりは本市において重要な課題です。この場所に限らず、子どもの居場所づくりを検討していきます」という答弁がありました。

次に、「老朽化によって、建物も解体することになると思うが、市の土地である以上、その後の活用等についても考えていく必要がある。今後の長期の利用計画についての考えはあるのか」という質疑に対して、「市の内部で利用の希望を確認し、それがなければ民間等に賃貸借するということになるかもしれません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内1項8目及び9目を除く歳出3款民生費、4款衛生費の内1項 1目、9款教育費、第2表繰越明許費補正1追加の内9款教育費、第3表債務負担行為補正 1追加の内(36)から(43)及び(72)から(94)についてです。

審査の過程において委員から、歳出3款民生費では、「介護保険料の介護予防支援事業の委託料が増額された理由は」という質疑に対して、「これは要支援者のケアマネジメントをした際の委託料で、件数が増えたことにより増額補正しています」という答弁がありました。

次に、「保育園の賄い材料費について、増額補正となっているが、各家庭への負担はないのか」という質疑に対して、「家庭への負担はありません」という答弁がありました。

次に、「電気・ガスの値上げによる光熱水費の増額が主な内容だが、各施設への節電などの 協力についての通達はしているのか」という質疑に対して、「財政課から、保育園に限らず、 全ての施設に呼びかけています」という答弁がありました。

次に、「社会福祉総務費の複写機の賃借料の不足が生じた理由は」という質疑に対して、「コピー機の使用枚数の増加による増額補正です。増加の原因は、本年4月の組織体制の見直しに伴い、障がい福祉課と子育て支援課の配置が入れ替わったことにより、社会福祉課が管理しているコピー機の使用枚数が増加したことによります」という答弁がありました。

歳出4款衛生費の内1項1目では、「説明の中で、職員3人の退職による人件費等の減額補正と説明があったが、3名が退職して業務に支障はないのか」という質疑に対して、「退職した3名は今年採用した保健師3名です。保健業務については他の保健師等が一体的に協力しながら対応していますが、業務の中で多少の影響が出ています」という答弁がありました。次に、「全体として保健師が不足しているのではないか」という質疑に対して、「現在、保健師の採用を募集しています」という答弁がありました。

次に、「保健師の業務の負担が過大になっているのではないか」という質疑に対して、「職場環境等について、十分配慮し、採用した保健師の皆さんが働きやすい職場になるよう尽力していきます」という答弁がありました。

次に、9款教育費では、「図書館の消火設備更新工事について、修繕ではなく更新工事とした理由は」という質疑に対して、「現在の消火設備は導入から30年以上たっており、修繕する部品がなく、修理はできないため、消火設備を更新することとなりました」という答弁がありました。

次に、「小学校、中学校の節電への協力状況は」という質疑に対して、「節電については、 エアコンを使うときに全てを一斉に稼働すると電気料が上がるため、スイッチを入れる順番 を工夫するよう、お願いしています。現在、新型コロナウイルス感染症対策で夏も冬も窓を 開けている中で子どもたちは活動しており、冬は教室の中でも防寒着を着ていることもあり ます。とにかく使わない部屋の電気を消すことなどを、校長会、教頭会などでお願いしてい ます」という答弁がありました。

債務負担行為補正では、「市営グラウンド等緑地維持管理業務の中で、市営キャンプ場の管理の範囲は」という質疑に対して、「この業務におけるキャンプ場の管理は、キャンプ場として利用している広場の除草作業です。隣接する杉林の管理は含まれていません」という答弁がありました。

次に、「保育園人材派遣業務については、限度額6千915万6千円分は何名分か」という 質疑に対して、「保育士が7名、看護師が3名を想定しています」という答弁がありました。 次に、「学校給食残渣処分業務、学校給食残渣収集運搬業務については、毎年高額が計上さ れている。これを早急に改善する検討はしているのか」という質疑に対して、「給食残渣の 処分については、現状は飼料化してリサイクルするのが最良の方法であると考えています。 運搬費の金額が高くなっておりますが、今回計上している予算については令和4年度と同等 の金額となっています。運搬業務はこれから一般競争入札を行うので、できるだけ多くの業 者の方に入札していただき、競争されるような形を取りたいと考え、努力しているところで す。また、残渣の処理方法について、新たな技術も出てきており、情報を収集していきま す」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、提案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において委員より、「介護サービス等諸費の中身は」という質疑に対して、「今回の内容については、要介護1から5までの方を対象にしたサービスの給付費です」という答弁がありました。

次に、「紙おむつ支給事業について、最近の紙おむつの高騰を受けた見直しを検討しているのか」という質疑に対して、「予算の検討の段階では見直していません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げました。何とぞ当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、 委員長報告を終わります。

# 〇議長(鈴木広美君)

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### 〇議長(鈴木広美君)

質疑なしと認めます。

次に、山田雅士経済建設常任委員長。

### 〇山田雅士君

経済建設常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る12月22日に委員会を 開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであ りますが、審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、 歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木 費、第2表繰越明許費補正1追加の内7款土木費、第3表債務負担行為補正1追加の内 (44)から(69)についてです。

審査の過程において委員から、歳出4款衛生費では、「清掃費の増加は電気料金の高騰によるものか」という質疑に対して、「電気料金の値上がり相当額のみを増額補正しています」という答弁がありました。

次に、「電気料金の値上がりはまだ予想されるが、今後、電気料金の対策、対応は」という

質疑に対して、「焼却炉施設の運転管理委託業者と密接に連携しながら節電を図っていきます。焼却炉の運転については、どうしても必要な部分もありますので、必要な予算の確保に 努めます」という答弁がありました。

歳出6款商工費では、「ファイトやちまた中小企業支援金について、申請された業種の割合は」という質疑に対して、「サービス業が849件で38パーセント、飲食業が132件で5.9パーセント、運輸業が125件で5.6パーセント、卸売業が42件で1.9パーセント、建設業が526件で23.5パーセント、小売業が258件で11.5パーセント、製造業が154件で6.9パーセント、農業法人が3件で0.1パーセント、その他146件で6.5パーセントです」という答弁がありました。

次に、「この事業を実施した上での総括は」という質疑に対して、「現在の物価高や原油高に対して、3万円という額でどこまで中小企業を助けることができたか分かりませんが、助かったという声は聞いています」という答弁がありました。

歳出7款土木費では、「道路排水施設設備事業費の道路排水整備工事の中止の理由は」という質疑に対して、「排出先の流末の民地の地権者が相続等で分からなかったことなどにより、 地権者とのやり取りが進まなかったことから中止としました」という答弁がありました。

次に、「この工事は、地権者の同意が得られれば、来年度また進められるということか」という質疑に対して、「そのようにしたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「この事業には国の交付金を活用しているが、次年度以降に行っていくことになるのか」という質疑に対して、「今回、国の交付金を活用する形で計画されていましたが、こちらの工事ができなくなった分については、その事業費を道路改良するための非破壊調査に振り替えました。こちらの排水対策については引き続き地権者と交渉し、確実にできることとなったときに改めて国の交付金を要望し、計画していきます」という答弁がありました。

次に、債務負担行為において、「焼却施設ボイラー等保守点検整備業務について、どのような内容の整備を予定しているのか」という質疑に対して、労働安全衛生法に基づく点検整備で、法に基づく性能検査を受けるまでに事前に排熱ボイラー、蒸気タービン及び付帯設備の点検整備を行うことになっており、整備、機械の部品交換、修繕などです」という答弁がありました。

次に、「焼却処理施設点検業務の内容は」という質疑に対して、「この業務については、各施設の年次点検及び消耗品の更新等を実施しています。令和3年度と比較するとかなりの増額になっていますが、主な増額の理由として、有毒ガスの除去を目的とした排ガス設備の触媒交換その他、クレーン設備の制御関係の交換、燃料ガス整備として排ガス測定結果に基づき煙道ダクトの内部清掃点検などが挙げられます」という答弁がありました。

次に、「焼却施設及び最終処分場汚水処理施設用薬品購入の増額について、薬品の値上がりが原因と思うが、この薬品は代替品等で対応できないのか」という質疑に対して、「この薬剤関係については全部で16種類あります。基本的には仕様の中で性能を示し、相当品ということで仕様を固め、入札を行います。この額を設定するにあたり、複数の業者から参考見

積りを徴収し、設定しています」という答弁がありました。

次に、「粗大ごみ収集業務が増額になった原因は。また、複数年契約による単年度あたりの減額は検討しているのか」という質疑に対して、「3社から参考見積りを聴取したところ、3者全てが増額となっており、その最低額から限度額を設定しています。状況を聞いたところ、車輌の燃料費、維持費、人件費が上昇しているとのことでした。複数年契約した方が有利であったり、業務の継続性、安定した収集体制が図れるので、検討を始めたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「債務負担行為の金額は、昨年と比べると増額はあるのか」という質疑に対して、「マンホールポンプ緊急通報設置保守業務について、昨年までマンホールポンプが3か所でしたが、来年度から7か所に増えるため増額しています。その他、公共下水道維持管理業務と大池調整池維持管理業務についても増額しています」という答弁がありました。

次に、「下水道使用料徴収業務について、どのぐらいの金額を見込んでいるのか」という質疑に対して、「来年度およそ8千300件、金額で46万4千500円を見込んでいます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号は、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「債務負担行為で昨年度と比較して増額になったものはあるのか」という質疑に対して、「限度額は積算基準に基づいて行っていますので、昨今の価格高騰が反映されているものと思われます」という答弁がありました。

次に、「光熱水費の増額への対策は」という質疑に対して、「配水には電気が欠かせないため、節減方法を検討します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げました。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

### 〇議長(鈴木広美君)

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 〇議長(鈴木広美君)

質疑なしと認めます。

これで経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各常任委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第1号から議案第14号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中

に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局よりご連絡いたします。 しばらく休憩 いたします。

> (休憩 午前10時56分) (再開 午前11時19分)

## 〇議長(鈴木広美君)

それでは再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから討論を行います。

議案第3号、議案第8号及び議案第10号に対し丸山わき子議員から、議案第8号に対し林 政男江議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第3号、議案第8号及び議案第10号に対する反対討論を許します。

# 〇丸山わき子君

それでは、議案第3号、8号、10号に対しまして反対討論を行います。

まず、議案第3号の八街市個人情報保護法施行条例の制定についての反対討論であります。 この条例の改定の趣旨は、2021年5月に成立したデジタル関連法の一環である個人情報 の保護に関する法律が改定され、全国共通のルールで一本化されたことを受け、同法の施行 に必要となる事項について定めるとともに、従来の八街市個人情報保護条例を廃止するとい うものです。

この改正個人情報保護法は、各自治体独自の個人情報保護に縛りをかけ、保護基準を緩和した、国の共通ルールを設定するというものです。

現市条例では個人情報の収集が定められており、本人から収集しなければならないとされています。条例では同時に、本人から直接収集しなくてもよい例外が定められ、法令に定めがあるときや緊急時、個人情報保護審議会の意見を聞いて公益上必要と市長が認めたときなど、極めて限定的な収集の制限があります。改正法による共通ルール化で、この原則はなくなります。

また、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害者かどうかなどの、いわゆる要配慮個人情報の保管を原則禁止しています。しかし、改正法では個人保護の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとして、普通の個人情報と同様の取扱いとなっています。個人情報に配慮した規制を条例化することを認めないことに加え、これまで本市の個人情報保護審議会が判断していた個人情報の目的外使用や外部提供の可否についても国が共通ルール化し、審議会での議論を通す必要がなくなります。

こうした個人情報保護の共通ルール化による規制緩和は、自治体の持つ膨大な個人情報を オープンデータ化やオンラインで結合することで、企業がビッグデータとして活用、提案す ることを目的に行われようとしています。本人の同意を得ずにデータを外部提供できる非識 別加工情報の提供について、八街市は、情報加工方法や体制等の検討を重ねる必要があるた め今回は改正しないとしていますが、今後は改正するとしています。

匿名化が義務づけられているとはいえ、様々な個人情報の収集との突き合わせにより、匿名情報から個人を選定するプロファイリングは規制されていません。デジタル関連法の中心部分は、国や地方自治体が持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業にAIで分析させ、もうけのネタにさせることをデジタル改革の名で進めようとするものです。

しかし、個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導・官民 癒着の拡大といった、多くの問題があります。こうした問題だらけのデジタル改革関連法の 具体化となることから、この条例案に反対するものであります。

次に、議案第8号、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてであります。

本条例の制定は、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づき、書面等により行うことなどが条例などで規定されている申請等について、オンライン等でできるようにするものです。

これは、個々の法で具体的に規定しなくても省令で手続等の電子化ができてしまう国の仕組みをそのまま八街市に持ち込むもので、規則を条例の上に据えるものであり、地方議会の持つ条例制定権をないがしろにするもので、大問題と言わざるを得ません。情報システムの標準化・共通化が推し進められ、地方自治が脅かされようとしていますが、今回の申請等のオンライン化についても、記載項目の見直しや添付書類の省略等が迫られ、市独自サービスがさらに困難となります。一部の利便性向上の一方で、市民サービスが遠のく本条例制定については認められません。

以上の立場から反対するものです。

議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算に対する反対討論です。

この補正予算のうち、戸籍住民基本台帳費に関して反対いたします。

国からは戸籍住民基本台帳費委託金として631万円、一般財源から160万8千円が計上されています。国は、現行の健康保険証を2024年の秋に廃止し、マイナンバーカードに一体化するとしています。市民にとっては、保険証の代わりならと、カードの取得を急いでいます。しかし、このやり方は実質的に強制する、極めて強権的な方針であり、任意取得の原則を定めるマイナンバー法に違反し、憲法が保障する自己決定権にも反しています。

医療機関等に対しては、来年4月からのオンライン資格確認を原則義務化しました。全国保険医団体連合会が10月、11月に実施した調査によりますと、医療機関8千681件のうち、システム運用開始済は24パーセント、準備中は55パーセント、導入しない・できないが15パーセントです。導入コストが補助金額を上回ったのが54パーセント、運用開始後のトラブル発生が41.5パーセントと、負担が重い一方、導入準備の理由の9割は、必要ないが義務化されたからが実態です。導入しない理由は、費用面や情報漏えい、セキュリティー対策が不安、対応できるスタッフがいないが半数以上で、愛知県保険医協会の調査で

は、義務化されると廃業せざるを得ないが12.4パーセントです。地域医療に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、医療機関の受付で顔認証システムを利用するため、全国民の顔画像が収集されることになります。日本弁護士連合会は、プライバシー権の侵害や国家による市民の監視に使われる危険性を指摘しています。

また、政府が運営するオンラインサービスのマイナポータルに登録が必要ですが、マイナポータルにアクセスすれば個人情報の閲覧が可能となり、DVや虐待の被害者は非開示措置の届出を行わなければ加害者に自身の情報を閲覧される可能性があるなど、生命に関わる情報漏えいの危険も指摘されています。

利益誘導による普及策は任意取得の原則に反するものです。情報漏えいの危険性を市民にき ちんと周知することが必要です。義務化の撤回を政府に求めることを要望し、反対討論とい たします。

## 〇議長 (鈴木広美君)

次に、林政男議員の議案第8号に対する賛成討論を許します。

### 〇林 政男議員

私は、議案第8号に賛成の立場から討論いたします。

2022年9月、政府においてデジタル庁が発足いたしました。また、2022年12月23日に、千葉県は千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略の原案を公表いたしました。また、2022年11月の千葉銀行のちば季報、こちらをご覧いただきますと、千葉県内54市町村のデジタル化の推進状況が出ております。こちらを拝見すると、残念ながら、印旛管内では八街市はデジタル化が一番遅れている市というふうになっております。

このようなことを考えますと、今回提案されました議案第8号、八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定については、私から見ると遅きに失したぐらいだというふうに認識しております。この条例については、長年、教育委員会が温めておりました情報技術の活用ということで、スポーツプラザあるいは中央公民館を借用する場合、今までは紙ベースで行っていたものが、来年4月から、この技術を活用してオンラインあるいはカードでやれるようになると聞いております。このようなことから、デジタルの全ては幅が広いですけれども、一つ一つ、八街市にとって活用できるものは大いに活用していくべきだと思います。

そういう観点からすると、先ほど申し上げましたように、議案第8号については一刻も早く制定して推進すべきというふうに考えております。皆さんのご賛同を賜って、皆さんと一緒に、八街市のデジタル化について、推進していきたいというふうに考えておりますので、ぜひ賛成をよろしくお願いします。

以上です。

#### 〇議長(鈴木広美君)

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了いたします。

これから採決を行います。

最初に、議案第1号、八街市行政不服審査法施行条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

### 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

# 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市個人情報保護法施行条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

# 〇議長(鈴木広美君)

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について を採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

## 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

# 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを採決いたし

ます。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

## (起 立 全 員)

## 〇議長 (鈴木広美君)

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職 員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

# (起 立 全 員)

### 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

# (起 立 多 数)

# 〇議長(鈴木広美君)

起立多数です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

# (起 立 全 員)

# 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

#### 〇木村由希子君

議長。

### 〇議長(鈴木広美君)

木村由希子議員、何でしょうか。

### 〇木村由希子君

すみません。採決する前に、ちょっと。

### 〇議長(鈴木広美君)

ちょっとお待ちください。

令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

木村由希子議員、何でしょうか。

### 〇木村由希子君

分からないので教えていただきたいんですけど、大部分が賛成なんですけど、一部のところで反対のところがある場合はどうしたらいいですか。

# 〇議長(鈴木広美君)

これは反対か賛成しかございませんので、それはご自分の判断で行うようにお願いいたします。退室もございます。

# 〇木村由希子君

じゃあ、退室します。すみません。

(木村由希子議員 退室)

# 〇議長(鈴木広美君)

それでは、この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

# 〇議長(鈴木広美君)

起立多数です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いた します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

### 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

### 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、令和4年度八街市下水道事業会計補正予算についてを採決いたします。 この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議 員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

## 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和4年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決いたします。 この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議 員の起立を求めます。

(起 立 全 員)

### 〇議長(鈴木広美君)

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第3、議案第15号についてを議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# 〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。

これから議案第15号に対する質疑を行います。1人あたりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

それでは、質疑はありませんか。

## 〇小高良則君

それでは若干、伺わせていただきます。

子育て、また出産には、多くの支援が昨今は求められる時代となってきました。また、政府 もここに来て、子育て支援を来年度予算で倍増するような話も出ています。大変、受け入れ るにあたって、喜ばしいことですが、若干伺います。

資料の中で伺わせていただきたいんですが。

# 〇議長(鈴木広美君)

議案説明資料でよろしいですか。

#### 〇小高良則君

出産・子育て応援交付金事業の資料を頂きました。その中で、2の対象者、この中で面談や アンケート等に回答している方という項目がございますが、これはどういうことでしょうか、 お伺いいたします。

# 〇健康子ども部長(井口安弘君)

お答えいたします。

今回の出産・子育で応援ギフトにつきまして、まず出産応援ギフトにつきましては妊娠の届 出時に市町村で面談いたしまして、そのときにアンケートを、今も実施しているんですが、 妊婦の方の困っていることとか求めていらっしゃることをお聞きする、そういったものをお 聞きした後にギフトの方を差し上げるということになっておりまして、必ず妊婦の方のニーズというものを把握した上でギフトを出すというような制度でございます。

それから、子育で応援ギフトにつきましては、出生届出後に各戸訪問しておりまして、アンケートの方を頂戴しております。こちらにつきましては産婦に限ったことではなくて、子どもを養育される方のニーズ、そういったものをアンケートで把握した上でギフトを差し上げて、そういったものを伴走型の相談支援につなげていこうという意図でございまして、必ずアンケートをやって、それからギフトの方を支給させていただくというような制度でございます。

# 〇小高良則君

すみません。必ずアンケートをやっていると。 アンケートがなくちゃ、頂けないものなんですか。

# 〇健康子ども部長(井口安弘君)

これは国の方の制度でございますので、制度の中身としてはそのような形で決められておりまして、その辺はうまく妊婦でありますとか産婦、ご家族の方に十分説明いたしまして、その方たちのニーズを吸い上げて、ギフトを支給させていただくような形を取らせていただきたいと。必ず頂くような形で私どもはやっていきたい、そのように考えております。

# 〇小高良則君

一般的にアンケートというと、望まない答えを求められたときに、空白で出す場合もある じゃないですか。ちょっと言葉は難しいんですけど、例えば妊娠にあたって、出産を目的と した妊娠だったり、そうでない妊娠だったりするわけですよね。でも、妊娠しているわけで。 仮にアンケートで要望しても、無記名、空白でも、それはアンケートに答えたということで、 出すべきじゃないかと思うんですが、その辺は注視していただきたい部分だと思うんですけ ど。注視、よく考えていただきたいと思うんですけど。

### ○健康子ども部長(井口安弘君)

当然として、ご本人様と面談の方はさせていただいておりますので、いろいろな個人の事情でありますとか、いろいろなことで書けないようなことも当然あると思います。そういったものはもちろん伺った上で、書けないことは書けないという形にした上で、ギフトの方は支給させていただくような形で考えております。

#### 〇小高良則君

今までもアンケートはしてきたということなんですけど、場合によっては、あまり妊娠や出産を人に知られたくないような気持ちを持った人のために、文書で郵送、アンケートの郵送でもいいんですけど、窓口に必ず来なくちゃいけないというのもいかがかなと思うんですけど、見解を、考えをお伺いします。

### 〇健康子ども部長(井口安弘君)

基本的には、もちろん直接お会いして、その方の状況を把握させていただくことが大事でご ざいますけれども、いろいろ事情はございましょうから、その人によっていろいろ事情は当 然あると思いますので、そういった事情を十分把握した上で、適宜対応させていただくような形を取りたいと考えております。

# 〇小高良則君

その答弁は歓迎させていただきます。

僕はもう年がいっちゃって、自分の子どものときにどうだったか分からないんだけど、妊娠すると証明みたいなものは出るんですかね。母子手帳は、届け出て、もらいに来るんでしょうけど、証明みたいなものがあれば一番簡単な手続だと思うんですけど、その辺はどうなっているんですか。

### 〇健康子ども部長(井口安弘君)

妊娠の届出自体につきましては、妊娠の検査薬等を使った場合でもオーケーということになっているんですが、今回のギフトに関しましては必ず医療機関を受診していただいて、医療機関から妊娠の証明というものを頂いて、支給させていただくというようなものでございます。

# 〇小高良則君

医療機関で証明が出るということで理解しました。

ごめんなさい。今日のあれで、まとめていないので、ちょっとばらばらになっちゃいますけど。周知方法ということで、ここに羅列されております。この中で、ちょっと僕がないなと思ったのは、国の施策ですから、産婦人科だったり出産施設には恐らく通達が行っていると思うんですけど、そこの施設で、こういう事業があるよということを説明していただけるような認識でよろしいでしょうか。

#### 〇健康子ども部長(井口安弘君)

資料の方に書かせていただいたのは、あくまで一般の方への周知ということでございまして、これとは別に、医療機関等へも周知の方は別の方法で、医師会等もございますし、いろいろな方法がございますので、そういったいろいろな場面を通じて、周知漏れのないように十分お伝えしていきたいというふうに考えております。

# 〇小高良則君

お願いします。

また、※で、この事業については、令和5年当初予算編成過程において、令和5年10月以降、考えているんですけど、通達としては、短期間の事業だよという通達で来ていたんですか。

### 〇健康子ども部長(井口安弘君)

国の基本的な考え方といたしましては、継続事業としてやっていくというようなことを伺っておりますけれども、予算的な背景といたしましては、令和4年度の国の2次補正におきましては令和5年9月までの予算を確保しているということでございます。

先日、令和5年度の国の予算の方が閣議決定されまして、令和5年10月以降の予算については一応確保する見込みが立ってきたということでございます。ただ、令和6年度以降の予

算については今のところ確約はないということでございまして、国の方で今、予算の確約がない中で、どうやって継続していくかということについては検討しているというふうに伺っております。

### 〇小高良則君

こういうよき事業は、これから結婚される方とか子どもを持ちたい方にも知っていただくべき事業で、ただ妊娠した人、また出産した人にだけ周知する事業ではないと思います。やはり国力とか地域を活性化するためには子どもは大事ですから、その辺のことも踏まえた上で、事業を進めていただきたいと思います。

また、市長にお願いしたいんですが、今聞いたところ、令和6年度以降ちょっと不明だという話が出ているのであれば、ぜひ機会があれば、市長会等で継続また拡充を図っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

## 〇市長(北村新司君)

今、国でもしっかり、子育てを含む種々の政策をしております。全国市長会でも、令和5年度予算編成におきましても十分このことを踏まえた中で、財源を確保するということで決議しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

# 〇小高良則君

以上です。

# 〇議長(鈴木広美君)

ほかに質疑はありませんか。

## 〇栗林澄惠君

すみません。お聞きします。

マイナポイント事業費の件につきまして、8ページですね。

#### 〇議長(鈴木広美君)

補正予算書でよろしいですか。

### 〇栗林澄惠君

はい。補正予算書の8ページになります。

こちらの方は、国の申請期間の延長に伴う補正というところで確認させていただいているんですけれども、今現在、マイナポイント申請に市民の方が多くいらして、窓口の方が大変混雑している状況が見受けられます。また、2月まで延長することによって当面は緩和されると思うんですが、また申請期日が近付くにつれ、申請者数も増えてくるのではないかと想定されますので、そこに関する対応に関しての予算を計上されているのか、確認です。

### 〇総務部長(片岡和久君)

お答えします。

令和5年1月から、見込みではございますが、3月末までの3か月間におけるマイナポイント事業に関する申請支援、会場案内、電話対応ともに、支援窓口の設置に必要なパソコン及びカードリーダー等の資機材関係の準備について、今回、一括で委託するということで補正

予算とさせていただきました。

支援窓口の開設時間については現状と同じ、9時から4時まで。

支援窓口の設置数は、現在2か所ですが、5か所に拡充したいと考えております。

また、場所については、総合保健福祉センターのロビーの活用を検討しているところでございます。

# 〇栗林澄惠君

窓口が5か所に増えるということは、やはり市民の方にとっては申請するまでの所要時間等が緩和されてくると思いますので大変歓迎したいと思いますが、とはいえ、例えばご高齢の方などが申請に来て、1時間ぐらい待ちますと言われたら、車を自分で運転されて来られる方たちは、その間に一回戻ることができると思うんですけれども、そういうことができない方もいらっしゃると思いますので、そういうところも事業を進める中で考慮していただきながら、対応していただければと思っております。

以上です。

# 〇議長(鈴木広美君)

ほかに質疑はありませんか。

# 〇丸山わき子君

それでは、若干お伺いいたします。

今も質問がございましたマイナポイント事業費、また社会保障・税番号制度関連事務費について、補正予算書の10ページでございますが、お伺いいたします。

マイナポイント事業について、3月末まで暫定的に延長するんだということで、これに伴って窓口誘導から申請支援までを一貫して行う窓口業務を拡充するということで、事業概要に説明があります。

具体的には、今説明がありました、窓口を2か所から5か所に拡充するということで理解してよろしいですか。

### 〇総務部長(片岡和久君)

ご質問のとおり、現状の2か所から5か所に拡充するということでございます。

#### 〇丸山わき子君

委託ということのようなんですが、委託の内容、どのぐらいの人数が配置されるとか、その 辺についてはどうなっているのでしょうか。

#### 〇総務部長(片岡和久君)

委託の内容につきましては、支援窓口の設置、パソコンモニター・カードリーダー等の資機 材の調達、支援スタッフ5名の配置を予定しております。

# 〇丸山わき子君

そうしますと、窓口で直接、市民と接するのは、業務委託した会社の社員ということになる わけですか。

### 〇総務部長(片岡和久君)

マイナポイント支援につきましては委託業者の支援員というか、スタッフということになります。

### 〇丸山わき子君

次の社会保障・税番号制度関連事務費との関係で、ここではマイナンバーカードの交付に関 して万全を期していくんだというような内容で、事務費が計上されているわけですけれども、 ここも交付事務の一部を委託するというふうにあるんですけれども、この委託はどういう内 容なんでしょうか。

## 〇市民部長 (中込正美君)

お答えします。

マイナンバーカード関連事務につきましては交付や不交付の決定、内容の審査、住民基本台 帳ネットワークの運用、統合端末の操作などは基本、職員がやるようになっていまして、委 託できないということになっております。

今回の業務委託では、交付事務を円滑に行うためのカードの交付準備、交付通知発送準備等、 それから窓口案内、交付事務の補助、交付後のカードの説明等、申請事務の補助、写真機の 案内・サポート、その他付随事務としまして交付管理簿や申請書の整理等の事務支援の委託 となっております。

# 〇丸山わき子君

委託する人数は何人ぐらいなんでしょうか。

# 〇市民部長 (中込正美君)

1日あたり5名程度のスタッフを予定しております。

#### 〇丸山わき子君

議案第8号でも人員の増員ということで631万円が計上されているわけなんですけれども、 議案第8号とは違った立場での人員配置ということでよろしいわけですね。

そうしますと、窓口を拡張し、職員を配置するということになりますと、委託も含めて配置 される人員というのはどのぐらいになるんでしょうか、全部で。

# 〇市民部長 (中込正美君)

今現在、職員が10名、会計年度任用職員が6名、そこに今回の委託のスタッフ4、5名の配置となります。

#### 〇丸山わき子君

そうしますと、総勢21名ということになるわけですか。

### 〇市民部長(中込正美君)

職員のうち、今現在は療養休暇等で長期休暇が3名、1月からは復帰がありまして2名になるんですけれども、そういう状況でございますので、その面のカバーというところもあります。

### 〇丸山わき子君

よく分からないんですけれども、窓口の体制は何人になるわけですか。

## 〇市民部長 (中込正美君)

職員が8名、現在です。会計年度任用職員が6名、あとスタッフが5名という配置になるんですけれども、大変、市民課も狭いですから、混み合っていますので、スタッフ全員が窓口に入るわけではなくて、交付に係る通知書の発送等、バックヤードでやっていただく事務もありますので、そちらにもスタッフを割り当てたいと考えております。

### 〇丸山わき子君

本当に国の方が一気にマイナンバーカードの交付率を引き上げるということで、強制的な対応を求められているというふうに思いますけれども、せんだっての議案第8号の議案質疑の中でも交付率、八街市の交付率は50.2パーセントという答弁をされていました。3月末までには交付率が60パーセントぐらいまで行くのかなという答弁もございましたけれども。今、国の方はマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定基準の1つにするんだというようなことを言っているわけですね。マイナンバーカードの交付率が高い上位3分の1には手原く交付税を配入する人だと、こういった地方で付税の大東の左りまた。大きな

手厚く交付税を配分するんだと、こういった地方交付税の本来の在り方を大きく覆すような 内容を取り入れることを、来年度の予算からですから、こんな地方自治体を愚弄する内容は ないというふうに思います。

そういった点で、市長は地方交付税の在り方について、もっと国に対して、地方交付税の本 来の在り方をゆがめるべきではない、そういった要求をしていくべきじゃないかなというふ うに思いますが、いかがでしょうか。

# 〇市長(北村新司君)

実は全国市長会におきまして、マイナンバーカード交付率に応じた交付税算定の検討にあたっては、交付税における財源措置機能を十分に踏まえた上で、地域のデジタル化に必要となる財政需要を的確に算定に反映する観点から必要な財政需要を適切に措置する、そして十分に地方の意見を聞きつつ、地域の実情に適切な財政措置を取るということで、全国市長会でも決議しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

### 〇議長(鈴木広美君)

丸山議員、ちょっとお待ちください。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時10分から再開いたします。

(午後12時06分)

(午後 1時09分)

### 〇議長(鈴木広美君)

それでは再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案第15号に対する質疑を許します。

#### 〇丸山わき子君

マイナンバーカードの申請促進にあたっては、国は今回も八街市に約1千400万円を補助

しているわけなんですけれども、マイナポイントのために、また保険証をマイナンバーカードにひもづけることで、市民にどんどん作らせている。しかし、市民の中には本当に個人情報が保護されるのか、そういう心配の声もあるわけです。そうした声に一切、国は答えていないわけですね。大丈夫だ、安全だ、それを言われるわけですけれども、いろいろな突き合わせの中で個人の情報がどんどん解読されてしまう、そういう状況にあるということで、市民の中にも不安の声があります。マイナンバーを申請するにあたって、本当に安全なんだと答えられるような、そういう内容が用意されているのかどうか、大変疑問なんですけれども、市民には、こういう危険性がありますということもきちんと説明していただきたい、このことを申し上げておきます。

それから、出産・子育て応援事業費につきまして、今の子育てしづらい経済状況下で、本当 にいい制度であるというふうに評価したいというふうに思いますが、何点か質問させていた だきます。

対象者ですが、全ての妊婦及び主に 0 歳から 2 歳の乳幼児を養育する子育て世帯というふうにあるわけですけれども、今回どう見ても妊娠届出時と出生届出時、それぞれ 5 万円の支援のように思います。 2 0 2 2 年に 2 歳になる 2 0 2 0 年生まれの子ども、それから 1 歳になる 2 0 2 1 年から 2 0 2 3 年 3 月に生まれる子どもは対象となっていないわけですね。その辺についてはどのように理解したらいいんでしょうか。

# 〇健康子ども部長(井口安弘君)

お答えいたします。

出産・子育で応援ギフトにつきましては、令和4年4月1日以降に生まれたお子さんを対象にして、そのお母さんでありますとか、ご家族に支給するわけでございますけれども、相談支援につきましては継続的にやっていくということで、今までも、この制度ができる以前から相談はやっていたわけでございまして、こういったものを活かしながら、さらに充実していく、それを継続してできるようにということで、応援ギフトの対象になっていない方もいらっしゃるかもしれませんが、相談については引き続き市の方で、あるいは市の委託する事業者になるかどうか分かりませんけれども、充実して、そういったところで相談に乗っていくという形を取りまして、切れ間のない支援をしていくと。経済的支援につきましては、確かに令和4年4月からということになりますけれども、相談については、それ以前に生まれたご家庭でありますとか、お母さんでありますとか、対象として、継続的に続けていくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

### 〇丸山わき子君

この子育て支援事業は国の施策なんですけれども、妊娠期から出産、子育てまで、一貫した 伴走型相談支援だということになっていますよね。伴走型相談支援というのが2歳までとい うことで理解してよろしいんですか。

### 〇健康子ども部長(井口安弘君)

お答えいたします。

乳幼児でありますと2歳までということでございますけれども、子育て支援はその後も続いていくということでございまして、乳幼児期から今度は幼少期に移っていく、そしてまた学校に行くということで、子育て支援というのは0歳から18歳までのお子さんを対象にしているわけでございまして、そういったものも含めて切れ間のない支援をしていこうという考えで進めているところでございます。ただ、出産・子育て応援交付金につきましては0歳から2歳までということでございますけれども、市の事業といたしましては、そういったものを切れ間なく続けていくことが市としての責務ではないかというふうに考えております。

## 〇丸山わき子君

それでは、経済的支援は2歳までの子どもではなくて、妊娠と出産時のみの支援であると。 だったら、0歳から2歳児の乳幼児を養育する子育て世帯というのを書く必要はないんじゃ ないですか。これを見たら、市民の皆さんは、2歳までなら、うちの子どもも対象だという ふうになっちゃうんじゃないですか。市民にどのように説明なさいますか。

# 〇健康子ども部長(井口安弘君)

今回の出産・子育で応援交付金につきましては、相談と経済的支援というものをセットにしているということで、経済的支援につきましては妊娠が分かった時点、妊娠届出時、それから出生時ということでございますけれども、相談につきましては妊娠期から生まれて2歳に至る、その後はさらに幼少期の相談、子育ての方につないでいくという形で、切れ間なくやっていくということでございまして、その辺は私どもの伝え方に誤解のないように、市民の皆さんに広報する際には、そういったことが間違いなく伝わるように、きちんと内容の方を精査して、お伝えしていきたいと考えてございます。

#### 〇丸山わき子君

実際に経済的支援が2歳まで受けられるのかと、対象者ということで年齢が入っていますから、そういう点では大変分かりづらい内容かなというふうに思います。

それから、もう一つ、出産・子育て応援給付金として妊娠届出時、それから出産届出時に支給するというものなんですが、あくまでも妊婦1人に対してですよね。何でこんなことを聞くかというと、双子のお母さんだったら、三つ子のお母さんだったらどうするんですかと。その辺はどのようにお考えでしょうか。

#### 〇健康子ども部長(井口安弘君)

お答えいたします。

まず、妊娠時の届出につきましては、妊娠については1回という考え方ということで、妊婦お一人に対して5万円ということでございますけれども、子育て応援交付金につきましては、お子さんが2人、3人になってくれば当然それだけお金がかかるわけでございまして、お子さんの数に合わせて交付金の方は出させていただくという形でございます。

### 〇丸山わき子君

そういった臨機応変の対応ができるということで理解いたしました。

先ほども小高議員から質問がありましたけれども、なかなか身近に相談できる人がいなくて、

予期せぬ妊娠などに悩み、1人で抱え込んで孤立状態になってしまう、そういう妊婦もいるのではないかということで、こういった市の支援にたどり着けない、そういう方も出てくるのではないかというふうに思うんですけれども、周知に関してはいろんな方法を取っていきますというようなことを答弁されていましたけれども、あらゆる場で目につくように、周知の方法を徹底していただきたいというふうに思います。

妊娠SOSの案内カードを公共施設に置くとか、病院に置かせてもらうとか、商業施設のトイレ、化粧室に置かせてもらうとか、そういった工夫もぜひ取っていただいて、支援から外れないような、そういう取組をぜひ求めまして、私の質問を終わりにいたします。

以上です。

# 〇議長(鈴木広美君)

ほかに質疑はありませんか。

## 〇木内文雄君

出産・子育て応援支援事業について、資料からお伺いさせていただきます。

最初に、11月下旬に閣議決定してから、12月初めの早い時期に、市の方に国から提案された中での早急な対応、ありがとうございます。非常に短い間で、八街市独自で考えなさいという国からの指示で、自治体ごとにそれぞれの支援体制を整えている中で、八街市として5万円、5万円の給付、合計10万円の給付計画を早急に立てていただきまして誠にありがとうございます。

0歳から2歳までの応援は一番、妊娠期を含め、2歳まで、出産したばかりの親にとって非常に重要な時期でありまして、いろんなアンケートでも、精神的な負担が一番かかる時期ということで、手厚い応援をしていただくことが一番重要なことですので、早急に対応していただいたことに感謝を申し上げます。

私のほうから聞きたいのは、伴走型支援ということです。持続していただくということで、 伴走型という言葉を使っていただいていると思うんですが、この中で家事は。以前もお話し させてもらったんですけれども、八街市として、0歳から2歳までの家事とか、そういった 支援が必要な方もいらっしゃるんですね。独自で、自治体として考えているところもありま すので、そういった考えがあるのかどうか、お伺いしてよろしいでしょうか。

#### 〇健康子ども部長(井口安弘君)

お答えいたします。

市としては、特別に家事支援でありますとか、そういったサービスをするということは考えておりませんけれども、相談の中でいろいろなサービスにつなげていきたいということで考えておりまして、相談の大枠としては妊娠のときと妊娠8か月前後のとき、出産の後ということでありますけれども、その中間でありますとか、その後についても継続的に相談支援していくことで必要なサービスにつなげられるようにしていきたい、このように考えております。

### 〇木内文雄君

2歳までの応援、相談は一番の支援強化にあたりますので、そこのところは市として、きちんと対応していただければというふうに思います。

次に、今は母子手帳で全ての予防接種とか、そういったことを管理していて、小・中学校へ上がるときに母子手帳に記載して、何々の予防接種を受けていますという形でやっていますが、こちらに書いてありますが、デジタルこども手帳が導入されるということなんですけれども、併用してということなんですが、親としては両方にきちんとデータを入れなければいけないという解釈でよろしいんでしょうか。

## 〇健康子ども部長(井口安弘君)

お答えいたします。

今現在、導入を検討している電子こども手帳に関しましては、基本的な情報はご自身で登録 して入れていただくということを考えております。ただ、将来的にはマイナンバーカードを 活用いたしまして、マイナポータルとの連携を図って、情報共有するような仕組みができな いかということについて、システムを開発した側とも協議を進めているところでございます。

# 〇木内文雄君

デジタルこども手帳は非常にいいシステムでありますし、また外部委託で構築されつつあるシステムでありますが、先ほどからも出ていますけれども、データの管理とか。長い時間、データを管理しなければいけないんですね。でないと、いざというときに、何の予防接種をしたか、成長状況だとか、幼児期にどんなことがあったか、分かりにくくなってしまうので、データというのはどこで管理され、また長期保存になっていくと思うんですけれども、そういった体制の構築というのはどういうふうに考えるんでしょうか。

#### 〇健康子ども部長(井口安弘君)

まず、市側としては個人情報が漏えいしないようにということで、十分な管理をしているところでございますけれども、外部事業者が開発したアプリを利用するということになってくれば、その辺のセキュリティー関係は本当に十分に確認いたしまして、どういったセキュリティーが取られているのか、漏えいしないのか、そういったことを一つ一つ検証した上で導入していきたい、そのように考えております。

#### 〇木内文雄君

非常にデータ管理は難しくなってくると思いますので、十分注意していただくとともに、スマホが壊れたときにすぐにデータを業者から頂けるとかにならないと、スマホに入っているからいいや、だと、いざというときに困るし、またデジタル化していくとどうしても母子手帳の方がおろそかになってしまう可能性があるんですね。今までは母子手帳はなくしちゃいかんと、必ず学校に提出しなければいけないときがありますので、注意しているんですけれども、併用となると、かなり心配なところがあるんですね。なので、アプリを使ったときにすぐデータが取れるかどうかの確認をきちんとしていただいた上で、正しい、また安心なアプリの導入を要望して、質問を終わりにします。

### 〇議長(鈴木広美君)

ほかに質疑はありませんか。

# 〇京増藤江君

それでは、私は出産・子育て支援事業費について、お伺いします。

先ほどから対象となる方々の全てにちゃんと支給されるようにというような意見がありましたけれども、私もそのことについて、具体的にお伺いします。

今までも、定期健診を受けず、飛び込み出産になるようなこともあったわけなんですけれど も、そのような飛び込み出産、定期健診に行かずに出産されるような方たちも対象になるの か、まず伺います。

# 〇健康子ども部長(井口安弘君)

それではお答えいたします。

飛び込みの出産であっても、出産に関しましては出産・子育て応援交付金については出るということでございます。ただ、妊娠に関しましては、その事情によりますが、基本的には妊娠に関しては出ないと。出産された場合について、子育て応援給付については支給させていただくということでございます。

# 〇議長(鈴木広美君)

分かりましたか、京増議員。

# 〇京増藤江君

よく分からなかったです。

# 〇議長 (鈴木広美君)

出産に関しては、この対象になるということです。

#### 〇京増藤江君

それでは具体的にお聞きしますけれども、令和4年4月以降に、こういう例はありましたか。

#### 〇議長(鈴木広美君)

今の質問は、飛び込み出産が令和4年にあったかということですか。 担当課、分かりますか。

# 〇健康子ども部長(井口安弘君)

あくまで記憶している範囲で申し訳ございませんけれども、妊娠の届出がかなり遅れて出てきたケースはあったようでございますけれども、完全に飛び込みでの出産という形のものはなかったのではないかというふうに記憶しております。手元に、はっきりとしたデータはございませんので、確定したものではございませんけれども、そのように記憶しております。

### 〇京増藤江君

結論的には、飛び込み出産でも対象になると。

私も今まで決算などの委員会でお聞きしてきたんですけれども、きちんと定期健診をして出産に至るということが本当に大事だということで、今までも取り上げてまいりました。

次に、伴走型相談支援について、伺います。

伴走型支援について、相談にしっかり乗っていくということなんですが、今までも相談活動

はしていたと、先ほど答弁があったんですけど、確かにそうですけど、今回、新たに出産・ 子育て支援事業ということになりますと、今まで以上にしっかりと相談活動が必要だと思う んですが、相談に乗る方については。

面談の実施機関、相談者については保健師、助産師などの専門職または一般事務職員、保育園の保育士、そういう方たちが乗っているんですけれども、今までも子育てに関する相談、また保育士たちは本当に忙しい、ましてコロナで、コロナに感染しないように、させないようにということで、毎日の仕事に追われている中で、伴走型支援が新たに始まるわけですから、人員の確保が必要だと思うんですね。実際、新規の保健師が3人やめざるを得ないような、そういう過酷な仕事をされている中で、人員増が必要ではないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

# 〇健康子ども部長(井口安弘君)

お答えいたします。

本市といたしましては、現在は子育て包括支援センターを中心といたしまして実施しております妊娠初期と出産後についての面談につきましては、そのまま市で対応していきたいというふうに考えております。いつでも相談できる、相談しやすい、そういった顔の見える相談体制というものを整備していきたい、そのように考えております。

ただ、妊娠後期にも今度は面談が追加されるということであります。この時期の面談につきましては希望制ということになっています、妊娠8か月頃につきましては。それから、オンラインですとか、そういったことをやってもいいし、委託してもいいということも、国の通知の中には記載されておりますので、民間への委託でありますとか、そういったものも含めて、相談体制が充実できるように対応していきたいというふうに考えております。

#### 〇京増藤江君

妊娠、出産、その後も本当に相談者がいない場合には産後うつというようなこともあるわけですから、もし障がいを持って生まれたお子さんを抱えていたら、それこそ大変ですし、きめ細かな伴走をしていかなきゃならない、そういうことですから、私は相談者を増やしていくことが必要だと思っております。

安心して子育てができるように、そういう制度にしていく必要があるということを訴えまして、質問を終わります。

### 〇議長(鈴木広美君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 〇議長(鈴木広美君)

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に、議案第15号についての討論を許します。討論はありませんか。

最初に、反対討論の発言を許します。

## 〇丸山わき子君

それでは、私は議案第15号、令和4年度八街市一般会計補正予算に反対いたします。

この補正予算には、出産・子育て応援事業費3千109万3千円の予算計上がされており、 また、生まれてくる子どもの人数に対応した支援になるという内容は、大変歓迎するところ であります。

一方、個人情報漏えいの心配、プライバシー侵害の危険がある社会保障・税番号制度関連事務費671万円、この事業推進のためのマイナポイント事業726万円が計上されており、この部分での反対討論を行います。

先ほど、議案第8号、令和4年度八街市一般会計補正予算に反対したとおりであります。 マイナンバーカードの取得は法律で任意となっています。しかし、マイナポイントというアメと、健康保険証のひもづけというムチで、マイナンバーカードを持たせることを強いるやり方に、個人情報が守られるのかどうか、多くの市民が懸念を持っています。

この間、政府はマイナポイント事業を展開してきました。市町村ごとに取得率を公表し、普及状況に応じて地方交付税や交付金の配分額に差をつける方針を示し、個人番号カードの取得を進めています。国は交付税の算定根拠となる項目として、2023年度からマイナンバーを利活用した取組に500億円を計上し、交付率が高い上位3分の1の市町村に手厚く配分するとしています。カードの交付率で配分に差をつけるのは制度の趣旨にそぐわないばかりか、任意のはずのカード取得に国が地方に事実上の圧力をかけ、無用な自治体間競争をあおるものであり、実施すべきではありません。

交付率は全国的にも本市においてもやっと50パーセントの到達です。進まないのは、個人情報漏えいの心配やプライバシー侵害につながる危険があるからです。前身の住基カードと比べても、マイナンバーカードは個人番号と氏名、住所、生年月日、性別、顔写真の情報が表示されており、プライバシー保護の観点は後退しています。政府はマイナ保険証から個人情報は流出しないと説明していますが、昨年の国会では、政府系金融機関の顧客情報や行政が持つ個人情報の外部提供が明らかとなり、国民の納得は得られていません。

個人情報保護をないがしろにして個人データを集め、管理・利用する政府に国民は強い不信を抱いています。個人情報収集の入口に位置づけられているマイナンバー制度です。制度の 見直し、廃止が必要と考えます。

以上の立場から、議案第15号に反対するものです。

#### 〇議長(鈴木広美君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 〇議長(鈴木広美君)

討論がなければ、これで議案第15号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第15号、令和4年度八街市一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに議員の起立を求めます。

(起 立 多 数)

# 〇議長(鈴木広美君)

起立多数です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、令和5年1月25日に旭市で開催される千葉県北総地区市議会正副議長会臨時会、及び令和5年2月1日に佐倉市で開催される印旛管内市議会正副議長連絡協議会定例会に、配付のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

# 〇議長(鈴木広美君)

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。 本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和4年12月第4回八街市議会定例会を閉会いたします。

この定例会は終始熱心な審議を経て全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行 部は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまし て、閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員の皆様はそのまま、 議席にてお待ちください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時41分)

### ○本日の会議に付した事件

- 議案の上程
   議案第15号
- 2. 議案第1号から議案第14号 委員長報告、質疑、討論、採決
- 3. 議案第15号
  委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 4. 議員派遣の件

.....

# 議案第15号 令和4年度八街市一般会計補正予算について

.....

- 議案第1号 八街市行政不服審査法施行条例の制定について
- 議案第2号 八街市公文書公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第4号 八街市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について
- 議案第6号 八街市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 議案第7号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例及び八街市一般職の任期付職員の採用等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 八街市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
- 議案第9号 八街市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 令和4年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第11号 令和4年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第12号 令和4年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第13号 令和4年度八街市下水道事業会計補正予算について
- 議案第14号 令和4年度八街市水道事業会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和4年 12月 27日

八街市議会議長 鈴 木 広 美

八街市議会議員 石 井 孝 昭

八街市議会議員 木 村 利 晴